

## 第45回全国豊かな海づくり大会準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 第45回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）の開催準備を円滑に推進するため、第45回全国豊かな海づくり大会準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大会の基本構想案の策定に関する事。
- (2) 大会の開催候補地の選定に関する事。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な業務に関する事。

### (組織)

第3条 準備委員会は、委員長、副委員長、委員、オブザーバー（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員長は、大阪府環境農林水産部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、大阪府漁業協同組合連合会専務理事をもって充てる。
- 4 委員及びオブザーバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員長は、必要に応じて準備委員会を招集し、その会議の議長となる。

- 2 委員等は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の了解を得て、代理人を出席させること、または、書面をもって意見を述べるることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、書面または映像と音声によるウェブ会議システムで会議を開催することができる。
- 4 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 準備委員会の事務を処理するために、大阪府環境農林水産部水産課に事務局を置く。

(経費)

第7条 準備委員会の経費は、大阪府環境農林水産部水産課の予算をもって充てる。

(委員等の報酬及び旅費)

第8条 委員等への報酬は支給しないものとする。

2 委員等へ旅費を支給する場合は、大阪府職員の例に準じて支給する。ただし、大阪府職員については、本務として各所属の予算で対応する。

(承継)

第9条 準備委員会は、「第45回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会（以下「実行委員会」という。）」が設立されたときは、その業務を実行委員会に引き継ぐものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月11日から施行する。

2 この要綱は、第45回全国豊かな海づくり大会実行委員会の設置をもって効力を失う。

【別表】

委員

	区分	所属	役職	備考
01	大阪府関係	環境農林水産部	部長	委員長
02	漁業関係団体	大阪府漁業協同組合連合会	専務理事	副委員長
03	市町村関係	大阪市経済戦略局産業振興部	部長	
04		堺市産業振興局農政部	部長	
05		高石市総合政策部	部長	
06		泉大津市政策推進部	部長	
07		忠岡町産業住民部	部長	
08		岸和田市魅力創造部	部長	
09		貝塚市都市整備部	部長	
10		泉佐野市生活産業部	部長	
11		田尻町事業部	部長	
12		泉南市市民生活環境部	部長	
13		阪南市都市整備部	部長	
14		岬町都市整備部	部長	
15		大阪府市長会	事務局長	
		大阪府町村長会	事務局長	(市長会事務局長)

オブザーバー

	区分	所属	役職	備考
01	皇室接遇	大阪府政策企画部政策企画総務課	課長	
02	報道	大阪府政策企画部企画室政策課	課長	
03	警備	大阪府警察本部警備部警備第一課	課長	
04		大阪府警察本部交通部交通規制課	課長	
05		大阪海上保安監部警備救難課	課長	
06		大阪海上保安監部航行安全課	課長	
07		関西空港海上保安航空基地警備救難課	課長	